

ICRP Publication 111

原子力事故または放射線緊急事態後の 長期汚染地域に居住する人々の防護に 対する委員会勧告の適用

甲斐倫明 監修
本間俊充, 木村仁宣, 高原省五 翻訳
日本アイソトープ協会
ICRP 勧告翻訳検討委員会 編集



ICRP が Application of the Commission's Recommendations to the Protection of People Living in Long-term Contaminated Areas after a Nuclear Accident or a Radiation Emergency と題する勧告を刊行したのは 2009 年のことでしたが、福島第一原子力発電所から放出された大量の放射性物質で、我が国の国土の広大な面積が汚染された事態に、ICRP の Claire Cousins 委員長は、2011 年 4 月 4 日に関係者がこの勧告を自由に閲覧できるよう、ホームページから free download できる措置を講じてくださいました。本書は、その勧告を JAEA（日本原子力研究開発機構）の本間俊充さん他の方々邦訳し、日本アイソトープ協会 ICRP 勧告翻訳検討委員会が編集したものです。

この勧告の内容は、主にチェルノブイリ原発事故で汚染を受けた地域の状況を参考に作られたものですが、今回の我が国の災害に対しても、社会や風土の違いを考慮しつつ、その基本的な考え方を生かせると思います。大規模な汚染という事態に際して、規制当局の役割が大きいことは言うまでもありませんが、この勧告に記載されていることを改めて読み直してみると、そうした役割を果たすためには、国民から信頼され強いリーダーシップを発揮できる政府が不可欠であることを痛感します。この大前提が揺らいでいては、どんなによいアドバイスであっても上手く使うことは適わないでしょう。事故の発生

以来の我が国で講じられてきた対応は、勧告の中から関係部局が都合のよい部分だけ“つまみ食い”したようなチグハグなものが少なくなかったように思えます。この勧告の邦訳が世に出たことが、現在講じられている様々な対応を包括的に見直す機会につながればよいと思っております。

勧告の中では、ステークホルダーの関与の重要性が強調されていますが、例えば除染廃棄物の“仮置き場”設置のような具体的な問題になると、声高に権利を主張するステークホルダーばかりが目立ち困惑させられる場面をしばしば経験します。勧告がステークホルダーの関与を称揚しているのは、ディベートに関する文化の違いなのでしょうか。個人的に注意を惹かれたのは、汚染地域に住む住民の自助努力に関する記述でした。現在、福島県で進みつつある除染事業では、国が年間 1 mSv というほとんど達成困難な目標を掲げてしまったため、当面どこまで除染すれば住民の方々に納得していただけるかが深刻な問題です。自助努力の一形態である住民参加型の除染活動は、現実的な妥協点を見付け出すための 1 つの方法であると思います。勧告には、食品汚染の問題も議論されていますが、既に国際的な食品の基準である CODEX より遥かに厳しい（ベラルーシがチェルノブイリ事故から 12 年掛けて徐々に引き下げて行った結果より更に厳しい）基準で出荷管理をしている我が国で、それでも不安を感じる消費者にどう対応するかの答えは見付かりません。

この勧告の作成で中心的な役割を果たした ICRP 第 4 委員会の Jacques Lochard さんが日本にいらっしゃったとき、福島県の状況についてお話しをしたことがあります。Lochard さんが ETHOS project など活動されたベラルーシは、汚染を受けた地域で 200 万人という大きな人口が日常生活を続けている福島県と、状況の異なる面も少なくありません。特に、福島県の農業が、汚染を受けていない消費地と密接に関係せざるを得ないことは大きな違いです。また、福島県で始まっている居住環境の除染活動は、ベラルーシでは全く見られなかったものだと思います。そして、福島県の状況を考えると、Publication 111 に「reference level をバンド（年間 1~20 mSv）の下の方に設定する」と書いたのは、書き過ぎだったかもしれないと仰っていました。Lochard

さんには、福島県での状況と対応を参考に Publication 111 の supplement を執筆されるお積りもあるようです。

(多田順一郎)

(ISBN978-4-89073-223-4, B5判 47頁, 定価本体 3,600円, 日本アイソトープ協会, ☎03-5395-8082, 2012年)